

從日本的大眾媒體審視日俄戰爭

—以韓國保護國化政策之關聯為觀點—

楊素霞*

摘要

本文從當時媒體高度普及率的觀點選擇『二六新聞』與『萬朝報』，試透過兩報的言論分析，來探討日本的大眾媒體在日俄戰爭期間，如何驅使描述韓國的相關語言，來製造出協助日後日本在推動韓國保護國統治、甚至是日韓合併時有力的社會意識。

兩報皆視日俄戰爭為日本擴大在朝鮮半島勢力的良機，且主張受雇於韓國政府的日本顧問應得掌握韓國所有的政治實權。所持的理由是為了「保護」韓國的獨立，另外還用外國保護國的實例、日本在韓國的顧問政治之歷史，以及從近代日韓外交關係所產生的「文明」、「保護」等社會意識來加以佐證。而所假定的保護國型態皆是先用武力來穩定韓國的情勢，最終以教育、或「日鮮同祖論」來達到「同化」＝「日本化」之目的。

由此可推論，大多已走通俗商業路線的媒體，為了統合國民對戰爭、國家的認同，把日俄戰爭和韓國保護國一同思考，來操控輿論；再者對保護國與殖民地統治的界定不清，故這是為什麼日韓合併時大多多的媒體會支持合併，甚至「同化」或「日鮮同祖論」成為使韓國殖民地統治正當化強而有力的言論。

關鍵詞：日俄戰爭、「日鮮同祖論」、「同化」、保護國、社會意識

* 南台科技大學應用日語系 助理教授。

日本のメディアから見る日露戦争 — 韓国保護国化政策との関連を視角として —

楊素霞*

要旨

本稿では、日本のメディアが日露戦時期において高い普及率を持ったことから、『二六新聞』と『万朝報』を研究対象とする。二紙を通して、当該期においてメディアが如何に韓国関係の言説を駆使することによって、後に日本が韓国の保護国統治さらに韓国併合を進める際に、有力な社会意識を作り上げたのかを明らかにすることが、研究目的である。

二紙は、日露戦争を朝鮮半島における日本の勢力拡大の良い機会と見なし、また韓国政府雇用の日本顧問が韓国におけるすべて政治実権を掌握すべきだと主張した。これは、韓国の独立を「保護」するためであった。これを論証するには、二紙は、保護国統治に関する外国の実例や、韓国における日本の顧問政治の歴史だけでなく、近代日韓外交関係によって生まれた「文明」・「保護」といった社会意識をも用いた。さらに、二紙が考えた保護国の形態は、まず軍事力で韓国の情勢を安定させ、最終的に教育や「日鮮同祖論」を以て「同化」＝「日本化」という目的を達成させることであった。

以上のように、多数のメディアは、通俗性・商業性の道を歩んできたものとして、戦争や国家に対する国民の意見を統合するために、日露戦争と韓国の保護国を並行的に考慮して世論操作を行った。その上、保護国と植民地統治の相違を曖昧にしたままであった。それゆえ、韓国併合の際に、多くのメディアが併合に支持の意を表明しており、「同化」や「日鮮同祖論」は植民地韓国統治を正当化するための有力な意見となったのであると考えられる。

キーワード：日露戦争、「日鮮同祖論」、「同化」、保護国、社会意識

* 南台科技大学応用日本語学科助理教授。

Seeing the Russo-Japanese War through the Japanese media - with the issue of the Korean protectorate as a reference point -

Su-Hsia Yang*

Abstract

This article uses the case studies of *Nirokusinbun* and *Yorozutyōhō* in the perspective of the high popularization rate of the Japanese media during the Russo-Japanese War, to investigate how the media during the period under review used vocabulary dealing with Korea to make a forceful social conception in favor of Japan's promotion of the Korean protectorate and the Japan-Korea annexation afterward.

This article demonstrates that these two papers regarded the Russo-Japanese War as a proper opportunity for Japan to expand its influence over Korea, and asserted that the Japanese adviser appointed to the Korean government should assume all political control. This was for "protecting" the independence of Korea. To demonstrate this point, these two papers used not only the previous examples of foreign protectorate system or the history of the Japanese adviser politics in Korea, but also the social conceptions of "civilization" and "protection" generated from modern Japan-Korea diplomatic relations. In addition, these two papers assumed that the protectorate status was achieved first by pacifying the domestic situation in Korea, and eventually, through education and such theories as "Japan and Korea with the same ancestor" to achieve the goal of "assimilation" = "japanization".

As such, the mass media which had tended to concentrate on popular and commercial interest, put together the Russo-Japanese War and the Korean protectorate into consideration in order to manipulate the public opinion for consolidating the citizen's identity on war and the nation. Besides, they confused the difference between protectorate and colony, and therefore, when the Japan-Korea annexation took place, many media support for the move. Even such notions as "assimilation" and "Japan and Korea with the same ancestor" became forceful public opinions to justify the colonial rule over Korea.

keyword : Russo-Japanese War, "Japan and Korea with the same ancestor", "assimilation", protectorate, social conception

* ¹Assistant professor of Applied Japanese Department, Southern Taiwan University of Technology.

日本のメディアから見る日露戦争

－韓国保護国化政策との関連を視角として－*

楊素霞

はじめに

日本のメディアは、ほとんど日露戦争勃発前の1903年までに次々と主戦論を煽ろうとして、戦時における世論統合の役割を果たした。したがって、日本国民は戦時膨大な軍備を賄うため増税と兵役といった重荷を背負わされたにもかかわらず、依然として主戦論への支持をかえることがなかった。さらに、戦後講和条約としてのポーツマス条約に賠償金が含まれなかったことに対して、都市住民による自発的な日露講和反対運動、いわゆる日比谷焼打事件が起こった¹。

一方、日韓議定書（1904年2月23日）、第一次日韓協約（同年8月22日）や、第二次日韓協約（翌年11月17日。韓国保護条約）が示すように、日本が韓国を植民地化したもので、日露戦争は、日本が保護国という名の実質的な韓国²植民地支配を確立する過程でもあった。戦時において、日本国民は、戦況に一喜一憂にし、それと同時に日本が韓国政府に日韓議定書や日韓協約を迫っていくにつれて、韓国戦後処置にも関心を向けるようになったと考えられる。

2005年日露戦争の100周年を迎えるに当たって、ここ数年間、日

*本稿は、「日露戦争と欧亜情勢変遷の研究」・「日露戦後の遼東半島情勢の研究（1905-1914）」を主題とする政治大学研究チーム（2004年9月-2006年8月）の研究成果、及び2006年12月9日に「台湾日語教育與文化研究」国際シンポジウム（台湾日本語教育学会主催）で発表したものに、若干の修正を加えたものである。また二名の審査員から有益かつ貴重なご意見をいただいた。ここに記して感謝の意を表したい。

¹日比谷焼討事件については、由井正臣編『大正デモクラシー』（1977.4）、能川泰治（1997.3：23-39）、藤野裕子（2004.9：1-16）等。

²本稿の研究時期と設定した日露戦時期において、皇帝を君主とした大韓帝国（1897年-1910年の韓国併合）が存在したため、この時期の朝鮮半島のことを韓国に、また韓国併合以後のことを朝鮮と呼ぶことにした。

本の学界は日露戦争のあり方を問い直しており、政治・外交・軍事面だけでなく、社会の戦争動員、戦場の兵士やマスメディアに関する研究も盛んである³。その中で、メディア関係の研究で取り扱っている対象は、新聞、雑誌や写真など多岐にわたるもので、ほとんどのメディアが如何に戦争支持に関するプロパガンダを行なったのかに重点が置かれている⁴が、メディアが如何に戦後韓国処置を見たのかについて考察は行なわれていない。この課題は確かに植民地史研究や朝鮮近代史研究でふれられてはいるものの、これらの研究のいずれも、韓国併合（1910年8月22日に日韓両国が「韓国併合ニ関スル条約」を調印）において、メディアの併合への支持構造を解明することに焦点を絞り、保護国統治が付加的課題にすぎず、まして保護国統治の形成において重要な時期である日露戦争にさかのぼることがない⁵。

しかし、日露戦時期において、メディアは国民の戦意昂揚のために韓国における日本の権益拡大に重点を置いた。また韓国併合以前において、保護国（1905年12月—1910年8月）の管轄機関＝統監府や、韓国留学生と交流する一部の教育関係者など以外、大部分の日本人が韓国と直接的に接触する機会はほとんどなく⁶、韓国関係の最大の情報ルートはメディア、とりわけ新聞だったと想定できる。

³これは以下の動きから分かる。東アジア近代史学会は2004年6月と2005年9月にそれぞれ「日露戦争と20世紀東アジア世界の社会と文化—」、及び「20世紀東アジア世界と日露戦争」と題する日露戦争百周年シンポジウムを開催した。アジア歴史資料センターは、「日露戦争特別展—公文書に見る日露戦争—」というホームページを設けた（<http://www.jacar.go.jp/frame1.htm>）。『季刊中国』78号（2004年秋季）、『論座』通号112号（2004.9）、『環』19号（2004.8）等の学術雑誌は、日露戦争の特集を企画している。代表的な研究論文集としては、軍事史学会編（2004.12）、小森陽一・成田龍一編著（2004.2）、日露戦争研究会編（2005.5）が挙げられる。

⁴藤村道生（1959.9：179-216）、下村富士男（1960.1）、井上敦（1994.3：170-185）、坂本夏男（1995.4：417-439）、三谷憲正（2001.5：73-79）、土屋礼子（2004.7：48-52）、長谷百合子（2004.7：43-56）等。

⁵平田賢一（1974.5：103-123）、山中速人（1979.6：52-68）、姜東鎮（1984.5）、新井裕美（2004：29-41）。なお、雑誌の場合は、琴秉洞編（1999.2）を参照。

⁶山中速人（1979.6：52）。なお、1876年の日朝修好条規によって釜山に日本人が上陸して以来、敗戦によって引揚げるまでの間における朝鮮在住日本人については、高崎宗司（2002.6）を参照。

さらに当時の新聞の普及率を考慮に入れる必要もある。日清・日露戦間において、工業や交通手段が大幅な発展を遂げることによって大都市が出現し、それに初等教育の普及も加わり、情報に対する需要は大都市を中心に農村を含めて多くの場所で増大した⁷。特に日露戦争は増税、兵役、軍工場での労働や銃後の後援活動などの形で総力戦の様相を呈したため、戦時中、一般民衆の新聞への戦争関係情報の要請が倍増した。それに伴って新聞は発行部数と普及率が上昇し、大量かつ不特定な読者の確保を目的に通俗性・ビジネス性の路線を取る傾向が強まっており、それにより言論の同質性及び新聞の世論操作力はいちだんと高まったのである。

このように、日露戦時期においてメディアが駆使した韓国関係の言説は、戦争や国家の域を超えなかった。しかも、当時のメディア、特に大半の日本国民が韓国の物事を認識した最も重要なルートである新聞は、高度な普及率を有した。それにより、新聞上での言説は、日本国民に広く植えつけられ、のちに日本が韓国の保護国統治さらに韓国併合を行う際に、有力な社会的基盤となったと考えられる。そこで、日本の韓国保護国統治さらに韓国併合の方向を決める日露戦時期において、新聞を通して、当時のメディアが日本の韓国占領もしくは韓国保護国化政策を唱えるに当たって如何なる政治的言説を駆使することによって、韓国統治に有力な社会意識を作り出したのかについて考察することは、研究に値する課題であり本稿の研究目的でもある。

本稿では研究対象として『二六新聞』⁸と『万朝報』（以下、それぞれ『二六』と『万朝』に略称）の二紙を取り上げる。何故なら、不特定な一般大衆を読者層とした傾向が強まった当時の新聞市場で、その二紙は反藩閥政府・民衆擁護の立場を取ったがゆえに、かなりの民衆に歓迎されたからである。それは、1903年度の東京都内の新

⁷桂敬一（1992.3）。

⁸『二六新聞』は、1904年4月14日、政府の国債政策を批判したことを理由に政府によって廃刊に追い込まれたが、起死回生のため翌日に『東京二六新聞』と改名した。

聞発行部数において最も多かったのは『二六』、それに次いだのは『万朝』だった⁹ことからよく分かる。さらに、二紙の読者は東京都内における下層労働者階級を主としたもので¹⁰、このような階級がまさしくこの時期の新興読者層でもあった。したがって、本稿では『二六』、『万朝』二紙のみを研究対象とするにしても、前述の二紙の持つ普及性と影響力から、当時のメディアの言論状況や傾向をえぐり出すことができると考えられる。

1. 韓国占領に関する主戦論—1904年2月の宣戦布告まで

ロシアは、1900年に北清事変による混乱した政治情勢を利用し、東清鉄道など中国における権益の保護を理由に満州(中国東北地方)に駐兵した。事変後の1902年4月8日に、列国の東アジアにおける勢力均衡を目的に、清朝中国との間で満州撤兵に関する条約(満州還付条約)を締結し、六ヶ月ずつ三期間に分けて満州から完全撤兵することを約した。しかし1903年4月8日に至っても第二期撤兵の約束を履行しようとしなかった。これは日本国内で朝野を問わずロシアへの憤りを噴出させた。民間では、同年6月に東京帝国大学教授戸水寛等七人が連名で桂太郎首相や小村寿太郎外相に対露即時開戦を要求する建白書を提出し、この建白書は『東京朝日新聞』にも公表され大きな反響を呼んだ。翌月に頭山満などは対外硬同志会を結成した(会長は近衛篤磨。同年8月に対露同志会に改組)。これらの動きはメディア上の主戦論を激化させた。さらに、同年10月8日にロシアが第三期撤兵を履行しなかったことを機に、世論は全面的に開戦論へと傾いた。そこで、1904年2月10日の宣戦布告まで、『二六』と『万朝』が主戦論の中で韓国に対して如何なる立場を取るべきなのかを説いたことによって韓国占領を正当化しようとした

⁹「日本大新聞発行紙数高比較表」『二六』(1903.11.25)。この記事は東京都内の大手新聞の具体的な発行部数を載せたが、二六新聞社自社の発行部数を水増しする嫌いがある。ただし、毎年 of 新聞発行部数の統計を載せる『警視庁統計書』に1903年度の数字が見当たらないため、筆者はあえてこの記事を引用した。

¹⁰山本武利(1981.6)、井上敦(1994.3)。

ことを考察する。

1.1 『二六新聞』

先述の状況の中で、『二六』は以下のように日本が韓国を領有すべきだと強く主張した。

A.満洲を如何せんかと云ふ問題に関しては、朝野政治家の見る所、各一ならずと雖も、朝鮮問題に関しては、殆んど一人の異論者もなく、之を我領有となし、若くは保護国とせんとするに於て、相一致するならん、今日露国をして満洲より撤兵せしむべしと云ふもの、また B.露国が満洲を領有するは我勢力範囲たる朝鮮の安全を威迫すと云ふにあるを思はず、満洲問題もまた一の朝鮮問題たるを知るに足らん（中略）我日本国民は自衛の点より、経済上の理由より、此国（韓国—引用者）を併有するを必要とす、C.朝鮮の人民は封建制度なかりしが為め、直接に王朝の圧迫を受けて、最早自から樹立する能はず、世界人民の中、最も憐むべき境遇に在り、之を日本に領有して、信賞必罰の政治を布くは、人民を塗炭より救ふの手段なり（後略）¹¹（傍線と英語標題は論述の方便のために引用者が付したものである）

傍線 A.では、『二六』は、韓国の領有もしくは韓国保護国化に対する読者の支持を獲得するために、朝野共に韓国問題に共通認識が達成したというイメージを刻みつけようとした。同紙がこのように確信的に主張した理由は、傍線部 B.のように、ロシアが満州に駐兵した後、日本の「勢力範囲」とされる近隣国・韓国を脅かす危険性が高いと認識したからである。

この考えは同紙独自の見解のみならず、近代日本の膨張政策にも密接に関わっている。1890年11月29日、当時の陸軍大臣・山県有朋は、第一帝国議会で1891年度予算の30%近くを占める膨大な軍事費の必要性を強調した際に、国家生存にとって死活的に重要な公式の領土である「主権線」に対して、韓国が日本の主権を防衛する

¹¹「朝鮮領有を忘るゝ勿れ」『二六』（1903.7.4）。

に必要とされる緩衝地帯という「利益線」であるという論法を用いた。実は明治初期より日本は既に韓国の安全を自国の国防問題の一環とみなし、山県はただロシアのシベリア鉄道開通を視野に入れ（1891年に着工、1916年に全線開通）それをより明確化したにすぎない。ところが、日本は日清戦争で勝利を収めることによって、アジア朝貢体制下での朝鮮半島における中国の影響力を排除することに成功した。それ以降、領土的野心が膨張していき、韓国は「勢力範囲」（＝「主権線」）、満州は「利益線」と転じて位置づけられるようになった。このように、『二六』は、世論の韓国国防に対する危機感をかき立てるために、軍略的視点から、「利益線」とされた満州が侵されればその危険を「勢力範囲」とみなされた韓国さらに日本にも及ぼしかねない¹²、という論調を張ったのである。

ここで注意すべきなのは、同紙は傍線部 C.で韓国民衆を韓国皇帝の専制から守るために韓国を領有し、韓国皇帝に代わって賞罰分明の政治を行うべきだと唱えたことである。実際に、このような見解はそれ以降、紙上に出ることがなかったものの、そこから同紙はアジアにおける「文明」指導者・「保護」者であるという意識を抱いたと考えられよう。つまり、同紙は、日本は韓国より「文明」であるからこそ、賞罰分明の政治を行う能力を有すること、並びに韓国皇帝に代わって韓国を「保護」すべきことを主張したのである。実はかかる「文明」・「保護」意識は、『二六』、『万朝』だけでなく、日本社会意識にも深く浸透した。そもそもこの意識は、1870年代に日本が近代化に乗り出した時に欧米から輸入した文明的階級づけの新たな概念であり、福沢諭吉が世界の民族を「野蛮」「半開」「文明」と分けて以来、ほかの民族や国家を計る基準となった。特に1882年の壬午事變や1884年の甲申事變以降、日本の言論界は、朝鮮半島における日本勢力の拡大を正当化するために、朝鮮半島を日本以外の勢力による干渉から守るという論理を、朝鮮半島の「保護」＝「文明」

¹²これは日本の開戦の原因とされているが、千葉功（a、1996：38-73）・（b、1996：620-655）を参照。

化（＝「日本化」）ととらえ繰り返し宣伝してきた¹³。日本が日清戦争でアジア大国とされてきた中国に戦勝したことによって、「文明」・「保護」意識が一層強まり、アジアにおけるリーダー的意識が言論界で確信的地位を占めるようになった¹⁴のである。したがって、『二六』は、それまで日本の言論界に定着しつつあった「文明」・「保護」意識を、繰り返し日本の朝鮮半島における勢力拡大を正当化するための宣伝道具にすぎない¹⁵。

1.2 『万朝報』

『万朝』は、1903年10月までに主戦論と非戦論が混在したが、内村鑑三と堺利彦・幸徳秋水などが紙上で「退社の辞」（1903年10月12日）を掲載し退社して以降、主戦論一辺倒になった。そのため、ここで同年10月以後の社説から考察を始めたい。同紙は、以下の論説で、『二六』と異なる論法を以て読者に韓国の安全に対する関心を呼び起こそうとした。

（前略）韓国に於ける露国の跳梁を見るに其の跳梁の著るしく外形に現はれたるものハ先きに強力を以て龍巖浦の占領を遂げたりと言ふこと其の一也、次て龍巖山頭に十数門の巨砲を輸送して砲台の建築に着手したりと言ふこと其の二也、更に韓の西北境に向ひて竊かに大兵を進めつゝありと言ふこと其の三也、且韓の北境に在る我が日本人の事業に対して直接間接にあらゆる妨碍を與へ、甚だしきハ無智の韓人を使喚して日本人の身命に危害を加へ、殆んど死に至らしめたりと言ふこと其の四也。（後略）¹⁶

同紙は、韓国＝「主権線」、満州＝「利益線」という軍略的視点から

¹³岡義武（1954：101-129）、坂野潤治（1977.10）、酒田正敏（1978.3）、伊藤之雄（1994.3：103-171）等の明治中期における対外認識に関する諸研究を参照。

¹⁴広瀬玲子（1982.3：137）。

¹⁵本稿で述べている『二六』や『万朝』の諸論説が、日本社会に如何なる影響を与えたのか、また果して日本政府の韓国保護国化政策を左右したのかについては、今後の課題としたい。

¹⁶「清国の跳樑と孰若れが」『万朝』（1903.10.15）。関連の社説は「最後の一断」（1903.10.9）、「日露の曲直」（1903.10.26）、「盍すれが猛断せざる」（1903.12.26）等が見られる。

ではなく、直接的にロシアの朝鮮半島への進出行動をピックアップしようとし「龍巖浦租借事件」を取り上げたのである。要するに、1903年4月以降撤兵に着手しようとしなかったロシアは、あえて満州に対する独占的支配を確立する方針に転換し、森林保護を口実に鴨緑江口の龍巖浦（新義州の外港、韓国平安北道龍川郡）をはじめ数ヶ所に兵士を進駐させ軍事基地化を図り、同年8月に韓国政府に租借条約に調印させた。しかし日、英、米の抗議のため租借条約は破棄された。この事件は、日本参謀本部の中堅幹部や『万朝』などの民間メディアによって開戦論を扇動するための格好な素材として用いられた¹⁷のである。

そのほか、同紙は歴史、地理、貿易額と居留民数の四方面からも、韓国とロシアの連結を矮小化し、それと同時に日本の韓国における重要性を浮かび上がらせようとした¹⁸。貿易額を取り上げてみると、その社説で、1901年の日本の対韓輸出入総額は「二千二百萬円」であるのとは対照的に、1899年のロシアの対韓輸出入総額は「二十萬円」であると掲載された。これらの数字の正確さはとりあえずさておき、違った年代の貿易額は比較の対象にならない。また、輸出入額からだけで日露両国の対韓貿易における競争を検討することはやや一面的である。韓国が列強の勢力均衡によって特定の外国に侵食されないよう1897年から翌年までの間に続々と開市・開港を行って以降、韓国における土地や鉱山採掘・森林伐採・鉄道敷設など各種の利権をめぐる競争は、日本やロシアを含む列国の間に展開した¹⁹ことも考慮すべきである。そこから、同紙は一部の事実を韓国危機論に都合の良い論調に当てはめ、世論を操作しようとする意図を潜めたと言える。

また、同紙は韓国に求める利益をも明確に表明した。1903年8月から翌年1月に至るまでの間、日本はロシアと満韓交換（満州にお

¹⁷ 井口和起（1998.6：73-78）。

¹⁸ 「盍すれが猛断せざる」『万朝』（1903.12.26）。

¹⁹ 詳しくは井口和起（1998.6：70-72）を参照。

けるロシアの権益承認とひきかえに韓国における日本の優位)及び韓国領土の軍事的使用について一連の協約会談を行った。それに対して、同紙は五つの条件を提出し、「韓国に於ける露国の政治上の権力を撤去し、一切の経営を日本の自由に委すべきこと是れ也。²⁰」という一条のように、その利益が日本の韓国における自由経営権にあると示した。その際に正当化するために駆使した論理については以下の論説からその一端がうかがえよう。

朝鮮ハ断じて之を捨つるか、然らずんば全く之を取るを要す朝鮮民族が満州民族と共に我が日本民族と原流を同くする事ハ争ふ可らず、然るに満州民族の日本民族と親み易きに反して、朝鮮民族が常に猜忌の眼を以て日本を視、容易に日本と親まざる(中略)故に我が日本ハ今断じて之を我が有と為し、布くに文明の仁政を以てして現在の韓民を救ひ、以て其のねじけ曲れる心性を鑄冶し陶鎔して、全く日本民族と同化せしむるか、然らずんば之を捨て、更に別途に向ふべし(後略)²¹

まず韓国は日本と同じ民族であることを提起し、それから仮説的な質問を以て読者に「同化」の手段で韓国を取るべきか、あるいは韓国を放棄すべきかということを考えさせた。同紙は明確な答えを表明しなかったが、前述した諸論説から最終的に日本の韓国占領を考えたと考えられる。ただし、「日鮮同祖論」²²や「同化」といった言葉が再び紙上に出現するのは、日韓議定書の調印まで待たねばならなかった。『二六』と同じく、『万朝』は「文明」指導者・「保護」者意識が見られたものの、文字表現において「文明」よりむしろ「日鮮同祖論」や「同化」を重んじた。

以上のように、『二六』『万朝』共に開戦前において日本の韓国領

²⁰「平和解決の条件」『万朝』(1903.11.16)、「失計又失計」(1904.1.23)などでも言及した。

²¹「朝鮮問題の根本的解決」『万朝』(1903.10.12)。

²²旗田巍(1968)・(1983)、ピーター・ドウス(1998.8)、三谷憲正(2000.3:15-36)、小熊英二(2003.12:87-103)、三ツ井崇(2004.10:45-76)を参照。

有に有利な論調の方向に引導し、読者に韓国の領土的野心と関心を煽ろうとしたことで共通したが、宣伝の材料が異なった。前者はロシアの満州独占が韓国の安全を脅かしかねないことであつたのに対して、後者はロシアの韓国進出の実例であつた。そして二紙の言説トーンも異なり、「文明」指導者・「保護」者意識のほか、『万朝』はさらにより露骨に「日鮮同祖論」や「同化」の概念を駆使した。かかる相違はのちの保護国統治形態に対する見解にも現われた。このことについて第三節で後述する。

2. 日韓議定書及び日韓協約に関する言説

日本は、明治初期より日露戦争まで、表向き韓国の独立を認めると言いながら、実際に韓国が自国の勢力圏であるという既定事実を作り出そうとしてきた。特に日露開戦後の1904年2月8日に陸軍先遣隊を上陸させて漢城（現在のソウル、1910年までの公式表記）を占領して以来、強力な軍事力で韓国政府に次々と日韓議定書、第一次・第二次日韓協約の締結を迫って、正式に韓国の外交権を掌握し、それと同時に韓国保護国化に成功するようになった。それらに対して、開戦前において主戦論の中で韓国占領を積極的に主張した『二六』、『万朝』二紙は、関連の見解を表明しないわけにはいかなかったと想定できる。そこで、二紙の議定書や日韓協約に関する言説を、それらに対する評価から検討を始める。

2.1 日韓議定書や日韓協約に対する評価

まず、『二六』は、『官報』が1904年2月27日に議定書を掲載した翌日、ただちに議定書に対する見地を次のように表明した。

韓国の我国に於ける、有史以来母子国の関係あり、而して其地や西のかた大陸に連なるを以て動もすれば大陸国の逼迫を受け、其独立を維持する能はず、是を以て畏る可き上古より我国は之が保護国となり、其社稷民人の捍衛に任じ

来りたる、歴史の明証する所（後略）²³

同紙は、社説の冒頭で韓国が有史以来独立自主の能力を欠いたと歪曲することによって、議定書の正当性を補強しようとした。同社説で引き続き、特に議定書の第五条「両国政府ハ相互ノ承認ヲ経スシテ後來本協約ノ趣意ニ違反スヘキ協約ヲ第三国トノ間ニ訂立スルコトヲ得サル事²⁴」を以下のように褒め称えた。

（前略）是れ確実に韓帝国に対し、日本帝国の重権を公認したる者にして、我国の韓国に対する保護者たる、韓国の我国に於ける被保護者たる、爰に至りて始めて決定せり。顧みれば近二十余年来、韓国が常に東洋国際の乱源たりしものは、此重権の我国に属せざりしに由りてなり、今や之を我帝国の掌中に収め、韓国は事実上の我保護国に帰せり、是れ実に我外交上の一大成功なり（後略）

この時点で、日本が第二次日韓協約により韓国外交権を完全に把握する段階に至っていないにもかかわらず、同紙は、日本の承認を経なければ韓国が他国と条約を締結できないという議定書第五条を、日韓両国が正式に保護者と保護国の関係に入ったととらえた²⁵。

ところが、同紙は、『官報』が1904年9月5日に第一次日韓協約を公布した直後、この協約に対して次のような不満の意を表明した。

（前略）韓国に対して此協約では不満足だといふ向もある、これも畢竟は保護権設定にあることを重視せず、協約の眼目は保護権設定にあることを思はぬからでらう、格段なる内治に干渉する方法が具はらずとも、力が足らずとも、一般に国家の上に保護権を設定したるからは、ヨリ小なる者を遺してヨリ大なる者を取つた、平和的国際政策としては最大最上の勝利と言ねばならぬ、この一大綱を捉る力さへ

²³「日韓協約の成立」『二六』（1904.2.28）。

²⁴外務省編（1949.2）。

²⁵このことについては、保護国や日韓関係史に関する諸研究も似た見解を持っており、議定書を韓国「保護国化」の第一歩と見なしている。詳しくは、山本有造（1991.1：2-20）、海野福寿（1998.5）等を参照。

十分ならば、他の細目はおのづから緊張するのである（後略）²⁶

第一次日韓協約により韓国政府は、日本政府が推薦する日本人の財政顧問と外国人の外交顧問を任用し、そして顧問の意見を聞き入れるべきだとされた。これに対して、同紙は、顧問が韓国内政を干渉できるほどの実権を持たないと非難を加えた。

議定書に一切意見を出さなかった『万朝』は、第一次日韓協約に対して、「（前略）先づ我が政府の推薦する財務顧問及び外交顧問たるものゝ権限を見よ、単に財務及び外交に関する要項の施行に対して其の意見を答申する一箇の相談役たるに過ぎざるにあらずや、其の答申容れられざればとて之を強行しむべき特権を有するにあらざるなり、又其の実務の施行に関して之を監督すべき権利を有するにもあらざるなり。（後略）²⁷」と述べているように、『二六』より直接的かつ具体的な主旨を有する批判を發した。それにとどまらず、社説で次のような意見をも出した。

（前略）苟くも日本政府の推薦に係るものハ其の傭聘を拒むべからざるも、任免の権、其の歸する所明白ならざるに於て、老獐なる韓廷ハ時に辞を之に藉りて其の意に満たざる顧問を免黜するがごときことなきを保すべからず、（中略）外交顧問を外国人に限りたるがごとき、並に我が駐韓公使と顧問との権限上の關係を明らかにせざるが如き、亦行くく幾多の不便不利を我對韓政策上に醸すの禍因たるべきなり（後略）

その内容は、韓国政府が顧問の任免権を得ず、また外交顧問を外国人が担当しないことを明文化すべきだということであった。最後に、同紙は明確に次のような顧問政治に対する期待を表した。

（前略）所謂顧問のごとき、先づ一切の実権を掌握して韓廷の臣僚を監督し指導すべき高地位に立つべきものを設け、

²⁶ 「韓国保護権設定」『二六』（1904.9.14）。

²⁷ 「軟弱政策の一表現」『万朝』（1904.9.8）。

其の統率の下に更に幾多各省専門の顧問を設け、而して其の任免の権ハ一に之を我が政府の手中に占有せざるべからず、斯くの如くにして韓国施政の改善始めて成り、所謂保護の実亦始めて完きを得ん。(後略)

同紙において、顧問がすべての政治実権を掌握してはじめて、保護政治は実質的な意義を有するに至るということであった。実際に、日本は1905年2月に第一次日韓協約の規定を超えた措置を展開し、軍部、警務、学部や宮内府の顧問を派遣した。それらの顧問は助言を与えるほか、韓国政府は顧問の意見を踏まえた政治を行なわなくてはならなかった。この時点で日本は韓国政治に対して実質的な施政権を持つようになり、先述の『万朝』の見解は現実の政治情勢より先行した。また、これは開戦以前における「同化」という考えに基づいたもので、つまり「同化」を目的に韓国中央政治に完全な政治実権を掌握する顧問を配置すべきだとのことだったのである²⁸。

このように、二紙は、日韓議定書や日韓協約に対して根本的な反対論を唱えなかった。その代わりに、第一次日韓協約に対して具体的な期待や批判を発しており、日本が韓国保護国における支配権を確立するために顧問がすべての政治実権を有すべきだと主張したのである。

2.2 保護国概念の形成

以上の考察から、二紙が第二次日韓協約の締結までに保護国制度にふれたことが分かる。しかし、それまでに二紙は果たして確乎とした保護国概念を持ったのか、また持ったとしても如何に保護国概念を形成したのか。それらについて以下、検討を加えたい。

『二六』は、韓国保護国統治を説くに当たって、以下のような欧米の関連実例を取り上げた。

(前略) 保護国には二種の別あり、一は数強の共同保護国

²⁸類似した見解は、同紙の「根本的政策を確立せよ」(1904.8.7)、「韓国に対する顧問政治」(1904.9.10)、「保護国たらしむるの実」(1904.9.12)、「謬れる対韓政策(続)」(1905.8.13)等にも見られる。

にして、他は一強の単独保護国なり、前者は概ね永久中立国として約せられ、後者は都て攻守同盟国として約せらる、事例を求めて之を言へば、一八三九年仏、奥、英、普、露五大強の共同保護下に置かれたる白耳義及和蘭は前者に属し、一八一五年英国の単独保護下に置かれたるイオニー諸島国、若くは一八八四年仏国のその下に置かれたる安南王国等は後者に属せり。(後略)²⁹

同紙は、保護国の類型を永久中立国、及び攻守同盟国の二つに分け、前者の場合はベルギーが1893年に仏、奥、英、普、露五ヶ国の勢力均衡下で永久中立国となった例を取り上げた。しかし、外交権の一部あるいは全部を奪ばわれ外交機能を代行されるという国際法上の保護国定義から、ベルギーの外交権はその五ヶ国が掌握したか否か、当時のベルギーは保護国と言えるか否かについては、検討に値する課題である³⁰。また、日露戦時期において、日本陸軍と外務省共に、韓国保護国統治の正統性を維持するために、それぞれ有賀長雄や立作太郎などの国際法学者に関連制度の研究・調査を行うよう欧米へ派遣した³¹。かかる情勢の中で、同紙は、国際法上の保護国定義に対して具体的かつ明確な概念を持っていたわけではなかったと考えられる。

一方、『万朝』は、「(前略) 見よ、英国の埃及に対するもの、其の一実證にして、英国より派遣せる財政監督総官のごときハ己れの意に満たざる埃及政庁の官吏を随意に免職せしめ得るの権利をすら有すると言ふにあらずや (後略)³²」とのように、イギリスのエジプト保護国統治という、『二六』と異なる事例を挙げた。これは、日

²⁹ 「新協約の利益 (再び両国の新協約に就きて)」『二六』(1904.3.2)。

³⁰ ベルギーが永久中立国となったいきさつについては、H.A.L. Fisher (1982: 980) を参照。また国際法上の保護国定義は、海野福寿 (1998.5: 127) を参照。なお、永久中立国が保護国であったか否かについては今後の課題として残したい。

³¹ 詳しくは、田中慎一 (1976.7: 126-162)・(1977.8: 297-344)、山本有造 (1991.1)、海野福寿 (2000.11)、松下佐知子 (2002.12: 20-38、69)、小林啓治 (2002.12) 等の諸研究を参照。

³² 「保護国たらしむるの実」『万朝』(1904.9.12)。

露開戦より外務省が保護国制度の調査を目的に「臨時取調委員会」を設置し、それにより日本で韓国支配の模範としてイギリスのエジプト統治への関心が高まってきた³³、という時代背景と密接に関わったのであろう。要するに、日本国内で保護国制度が模索され始めた日露戦時期において、『二六』や『万朝』のいずれも、保護国定義が曖昧であり、そして研究・調査を行なわなければ前述のような欧米の実例を引用できなかつたのである。まして主要な読者である下層労働者には理解出来るはずがないと考えられる。

それらの欧米の実例とは対照的に、『万朝』は、「(前略) 韓廷をして我が邦人を傭聘して其の政務に参与せしむるの制ハ、既に屢バ実験せられたる所なり其の最も著しかりし例ハ日清戦役の終局前後に於けるものと為す、当時、名ハ公使たりし井上伯も実ハ総顧問の地位に立ちたりき (後略)³⁴」という日本の例を以て、顧問政治の歴史的由来を説明した。1894年10月から翌年5月までの間に、井上馨内相は、1894年8月に日韓両国の間に締結された日韓暫定合同条款に基づき、日本政府によって朝鮮半島へ派遣され、朝鮮内政改革を主旨とした第二次甲午改革を行なった³⁵。しかし前述の国際法上の保護国定義を考えれば、その改革は決して国際法上の保護国化ではなく、むしろ日本の朝鮮半島における勢力拡大の企図にほかならなかつたと思われる。

このように、『万朝』は『二六』と同じように保護国の概念が不明確であり、さらに保護国概念を自己主張的に膨張させようとした。その理由は、前述のように日露戦時期において国際法上の保護国定義が未だ日本国内に定着しなかつたという時代背景にとどまらず、二紙を含め日本の言論界に根付いたアジアにおける「文明」指導者・「保護」者意識にもあつたと考えられる。だからこそ、二紙は、保

³³山室信一 (2005.7 : 135)。

³⁴「韓国に対する顧問政治」『万朝』(1904.9.10)。

³⁵その内容は、宮中の非政治化、「法典政略」と日本人顧問官による政務監督、及び借款供与と利権獲得による経済従属化に分けられる (森山茂徳、1995.1 : 51-61)。

護国と膨張主義的進出などを混同し、真っ向から日韓議定書や日韓協約に反対せず、かえってそれらの締結を日本の韓国「保護国化」の確立と見、顧問が国際法上の保護国における外交権の権限を遥かに超えた政治実権を握るべきだとの考えを表明した。保護国概念を恣意的に解釈しようとした。『万朝』は井上馨による第二次甲午改革を保護国化の一表現と見なしたと思われる。

3. 韓国保護国統治について

以上のような保護国概念の不明な状況の中で、二紙は、韓国保護国統治を如何に見たのか、具体的に如何なる韓国保護国統治形態を描いたのか、また保護国の最終的目標がどこにあったのかを、検討することによって本稿をしめくくりたい。

3.1 その形態

『二六』は、日韓議定書の締結以後、以下のように保護国統治の形態を明らかに提示した。

（前略）殖民地の保有は権力を要す、殖民地内の秩序を維持せんことは、兵馬、及び法律の強熾なる権力を外にして求む可からざるなり。故に朝鮮人民に対しては、干涉的、強制的主義を執るを要す。是れ劣位の人民を統理するに已むを得ざるの術にして、殖民人の被殖民地に対する一定の軌道たり。（後略）³⁶

韓国を保護国ではなく植民地として統治を行うべきだとし、この際に権力、いわば軍事力と法律が必要だと唱えた。

このような見解は『万朝』の論説にもしばしば見られる。例えば、「韓国の頑冥固陋ハ尋常一様の手段を以て之を治すべからず、老伊藤の為せるごとき優柔穏和を旨として之を矯むべきにあらず之を矯むるの途ハ一に高手的手段に在り、強圧的手段に在り（後略）³⁷」

³⁶ 「対韓人民論」『二六』（1904.7.19）。

³⁷ 「高手的、強圧的」『万朝』（1904.6.30）。ほかには「高手的人物」（1904.8.8）、「謬れる対韓政策(続)」（1905.8.13）等。

と書いているように、『万朝』は、のちの1905年12月に統監府の長である統監に任命される伊藤博文が韓国保護政治において外国の反応を配慮した上での懐柔策を取るだろうと予想し、それを理由に強硬な手段が欠かせないとの考えを表明した。この考えは、「主権の代理行使ハ保護の実を完かする所以の途なり韓国の警察権を我が軍司令部の手に掌握したるハ、其の一端として素より之を欽すべし（後略）³⁸」とのように、1905年1月に日本軍（韓国駐筭軍）が首都・漢城とその周辺の治安警察権を一方的に掌握し一切の政治活動を取り締まったことへの支持と結びついたのである。

要するに、二紙共に韓国保護国統治に軍事力による制圧が必要だと説いたが、これには時代的背景があった。日露戦前、日本は、韓国の経済、政治や外交における薄弱な基盤を補うには軍事面における優勢が不可欠だと考えた。また、表向きに韓国が独立国家であると認め、それと平行して日清戦後、満韓交換についてロシアと何回もの協商を展開したが、ロシアから日本の韓国保護国化の承認を得られなかった。したがって、日本は、日露戦争をはさんで強力な軍事力を伴って韓国保護国化という既成事実を次々と作り出そうとしてきた。それと共に、1904年3月に参謀本部の統率下に韓国駐筭軍を編制し、翌月に駐筭司令部を設置し、以後その権限拡大に努めていった。さらに同年7月に韓国駐筭軍は、日本に対する反対運動を抑えるために軍用電信線・鉄道線路地域を対象とした軍律を發布し治安維持を担当することになり（軍事警察制）、韓国を軍事支配下に置いた³⁹。このような情勢は、二紙の軍政実施説を大きく規定したにはほかならなかった。

3.2 その最終的目標

二紙にとって軍事力による韓国保護国統治の最終的目標はどこ

³⁸ 「警察権の掌握」『万朝』（1905.1.7）。これと関連するものは「韓国の警察権」（1905.4.5）がある。そして日本軍による軍政の実施への支持に関しては「軍政範囲の拡張」（1905.3.11）が見られる。

³⁹ 韓国駐筭軍の編成過程と韓国における軍事行動については、姜在彦（1970）、井口和起（1998.6: 106-108）、森山茂徳（1995.1: 104-105）、大江志乃夫（1991.12: 351-403）等を参照。

にあったのかを、先述の『二六』の社説から考察し始める。同紙は、その社説で軍事統治に引き続き次のようなことに言及した。

（前略）更に被殖民地人に対する権力の必要は、殖民は単に我が同胞を域外の或る一地方に移殖するの謂にあらずして、必ず其の一団に向つて永続的の性質を保有すると共に、其国性を維持することを努めざる可からず、これと同時に被殖民地を同化して、我が国性に混和せしむることを為さざるべからず、故に被殖民地の秩序を強制、干渉にあらずんば到底整齐、支持する能はざるものになり。（後略）⁴⁰

韓国を植民地とした統治は、本国人による移住・韓国における産業開発、韓国の「国性」の維持、及び韓国の「同化」＝「日本化」の三要素が含まれた。本国人による移住・産業開発に関する社説はたくさんある⁴¹が、移住の階層や形態などの諸問題は、本節の主旨とずれているためここで探究しないことにする。その三要素の中で韓国の「同化」が最も重んじられた。それは同紙の社説に韓国の自主性に関する配慮が見られなかったからである。それだけでなく、1904年6月頃帝国教育会が韓国教育に取り組み始めた際に、「（前略）韓国に於ける教育、宜しく多く日本語日本文に於てすべし。是れ亦韓国の智識を啓発する以外に、益々日韓両国の抱擁に培ふ可し。斯くの如くば副土産の又副土産としては、我国及国人の韓国に対する利益を間接に進捗するもの、挙げて言ふ可からざるものあらん。（後略）⁴²」とのような、『二六』の唱えた韓国教育論に見られる。すなわち、同紙にとって、韓国教育の主旨は日本語教育による「日韓両国の抱擁」＝「日本化」という目的の達成にあり、本国人による移住は二の次の課題にすぎなかったのである。

『万朝』も韓国教育に言及した際に韓国保護国の理念を以下、論じた。

⁴⁰同注 36。

⁴¹「韓国の経営」『二六』（1904.3.17）、「満韓経営」（1904.6.30）、「人民の希望」（1904.9.16）、「必竟これ兎戯」（1904.11.28）等。

⁴²「韓国の教育」『二六』（1904.7.25）。

（前略）吾人ハ全然韓国を以て我が保護国と為さん事を主張す、之に非ざれば十分に韓国民多数の福利を増進し得ざれば也、此の根本問題を決したる後、我れ先づ公平簡明なる法律を作りて韓国民の生命財産を保護し、其の安全を保障せざる可らず次に韓国民を教育して文明の徳に浴せしむるを要す（中略）韓国民をして真に其の利福を享有し、文明の化に浴して其の進歩發達を図らしめんとせば、教育の事、実に第一と為さざる可らず（後略）⁴³

韓国統治の理念としては、まず軍事力を以て保護国の基幹を確立すること、次に法律によって韓国民の生命と財産の安全を保障すること、最後に教育で韓国民を「文明」化することであった。ここで同紙が何故特に韓国民の基本権利を保障すべきだと強調したのかということに注意すべきである。その理由は以下のようなことから考えられよう。

（前略）韓国民最大多数の福利を謀るがため、吾人ハ韓民をして第一に一定の法律に由るに非ざれば処罰せらるることなからしめ、第二に一定の法律に由るに非ざれば課税せられ収斂せらるることなからしめん事を主張す蓋し今の韓国王及び韓国官吏ハ、恣に其の人民を虐待し、懲罰し、殺戮するのみならず、欲するがまゝに人民に課税し、要するがまゝに人民の資産を奪取す（後略）⁴⁴

この社説で同紙によって取り上げられた、韓国皇帝・高宗を中心とした支配層は、1898年就任から第二次日韓協約までの間に、土地を測量し地主にその所有権を認める地券を発行するという「量田事業」や、電気・電話といった殖産興業政策など一連の近代化内政改革（「光武改革」）を推進した。その改革は基本的に地主勢力を中心としたもので、決して一般農民の生活の安定や向上をめざすものではなかつ

⁴³ 「韓国民教育案」『万朝』（1905.3.29）。

⁴⁴ 「韓民の生命財産」『万朝』（1905.3.23）。ほかに「朝鮮を取るべし」（1904.8.29）、「韓王韓吏の罪状」（1905.3.15）等にも見られる。

た。しかし、同紙は、一般韓国民の生活に同情したわけではなく、むしろ保護国統治の最終的目標である韓国民の「文明」化、いわば「同化」に対する読者の認識と支持を得るために、韓国皇帝や韓国政府の失政を特に強調する論調を用いたと考えられる。

3.3 『万朝報』の「日鮮同祖論」

以上のように、二紙は、「同化」（「日本化」）という韓国保護国統治の最終的目標を正当化するために、法律による韓国民の生命と財産の保障、韓国皇帝の失政や韓国の「文明化」といった言説を用いた。『万朝』はそのほか、開戦以前の「日鮮同祖論」を以下のようにさらに敷衍した。

（前略）我大和民族ハ亜細亜の東南角より、菲律賓、台湾を経て、一ハ九州に上陸した天孫族と為り、一ハ山陰道に上陸したる出雲族と為りたるものなればなり、台湾付近より来る所の潮流ハ、五島、濟州を掠め、対馬海峡に到て分て二派と為り、一ハ山陰北陸を貫きて、北海道海峡に入り、一ハ朝鮮の慶尚、江原の北を進み、咸鏡道吉州沖に於て、北来の寒流と衝突し、右折して日本海を横ぎりて宗谷海峡に入る、此潮流の方向よりして推断するも、我大和民族が独り日本に上陸したるのみならず、併せて潮流に従ふて朝鮮に上陸したるものあるを知るに余師あらん（中略）朝鮮人と日本人とが其容貌骨格の相同じき、其語脈文法の全然同一なる、太古の風俗酷だ相似たる、少くとも朝鮮に於ける駕洛国、新羅国、高句麗国、百濟国等が我大和民族と血統上の関繋あり、而して天孫族ハ朝鮮、日本に散布したる同一民族中出雲族さへ屈せしめたる民族なれば、民族中の主力にして自ら本家を以て居り、他の同族を別家視し、朝鮮における同一民族にして、若し命に従はざるものあらば、直に往いて之を征討したるハ、之が為なり、後世に至るも朝鮮ハ我別家なりてふ觀念、夢の如く薄らぐも、終に全く

消えやらず日清戦争、日露戦争を経て、朝鮮を我保護国と為したるハ、豈祖先の志を就したる所以ならずや（後略）⁴⁵

同紙において、「日鮮同祖論」は日本人と韓国人の祖先が同じであるという論であった。近代日本において、「日鮮同祖論」が最初にクローズアップされたのは韓国併合の際だと言われている⁴⁶が、それまでに関連の学説や見解はまったくなかったわけではなく、1890年代の初期官学アカデミズム史学を代表する星野恒、久米邦武が『古事記』、『日本書紀』の分析から「日鮮同祖論」と日本古代史観を引き出したことがある⁴⁷。韓国併合まで「日鮮同祖論」が知られていたのは学術的世界といった限定的な範囲にとどまったが、メディアは韓国併合という政治的節目にあわせて華々しくそれを宣伝したと考えられるのである。日露戦時期における『万朝』は、保護国という名の韓国支配が同民族とされた日本人の正当な権利であると主張するために、「日鮮同祖論」を大義名分として比較的早く唱えるメディアの一つにすぎないであろう。

一口に「日鮮同祖論」と言っても、朝鮮人が日本人の先祖だとするものと、日本人が朝鮮人の先祖だとするものがあり、その意味合いも異なる。『万朝』の唱えた「日鮮同祖論」は、日本人が朝鮮人の先祖だというものである。実は、久米や星野の主張した、天皇家外來説は1890年代によって国学者によって激しく攻撃され退けられたため、天皇家外來説が再び登場したのは、第二次世界大戦以後の騎馬民族渡來説を待たねばならない⁴⁸。

以上のように、『二六』、『万朝』二紙は、まず軍事力で韓国保護国化政策の基礎を確立し、韓国民の「同化」が最終的目標だと主張したことで共通した。しかし、前述の不確かな保護国概念も加えられ、その「同化」は保護国制度下における韓国の独立というスロー

⁴⁵「民族主義」『万朝』（1905.5.10）。

⁴⁶金光林（2000：53-79）を参照。

⁴⁷注22の諸研究を参照。

⁴⁸同上注。なお、騎馬民族渡來説に関する代表的研究としては、江上波夫（1967.11）が挙げられる。

ガンと相容れないものであった。そのため、『二六』が露骨に韓国が植民地であることを表明したことは無理はなかった。『万朝』は、『二六』と異なって植民地化を明言しなかったにもかかわらず、「日鮮同祖論」という言説を以て、同紙にとっての保護国化に内在した植民地支配の侵略性を隠蔽し、保護国に歴史的正当性を付与しようとした。二紙の韓国保護国統治に対する見解は同工異曲だったのである。

おわりに

本稿では、『二六』と『万朝』を研究対象として、日露戦争期間においてメディアは、如何に世論を日本の韓国保護国化政策さらに韓国併合に有利方向を誘導したのかについて考察することを、研究目的とした。検討の結果は以下の通りである。

日露開戦前に満州や韓国におけるロシアの権益拡大の行動がただちに日本国家の死活問題となったという意識は広く日本国民の間に定着したとは言い難い。むしろ、対外硬派団体やメディアによって扇動され植え付けられつつあったと思われる。『二六』と『万朝』二紙は、それに一役買い、それぞれロシアの満州独占行動やロシアの朝鮮半島への進出を宣伝の素材とした。そして二紙はアジアにおける「文明」指導者・「保護」者意識、『万朝』はそれらに「同化」・「日鮮同祖論」をも加えて用いることによって、日本の韓国に対する領土的野心に正当的な意味を付けようとした。

二紙は保護国概念を宣伝した際に、欧米の関連実例や井上馨による第二次甲午改革を取り上げた。しかし、永久中立国であったベルギー（『二六』）や、第二次甲午改革（『万朝』）という例から、二紙は保護国概念が不明確であり、保護国と膨張主義的対外進出との差異を曖昧にし、さらに保護国概念を都合主義的に膨張させようとした。当時、国際法上の保護国定義が未だ日本国内に定着せず、政府側でさえ欧米の保護国関連制度の調査に着手し始めたからである。他方、特に明治中期からアジアにおける「文明」指導者・「保護」者

意識は日本の言論界に深く根付いた。したがって、二紙は、日韓議定書や日韓協約の締結に対して根本的な反対論を表明せず、かえって韓国保護国における支配権を確立するために顧問が条文の規定を超えた権限を持ち韓国の政治実権を完全に掌握すべきだと力説したのである。

二紙が想定した保護国の形態は、まず軍事力によって韓国保護国化政策の基礎を確立し、最終的に「同化」＝「日本化」することであった。しかし、保護国概念が不明なままでの、「同化」は容易に植民地化に転じる可能性が高い。だからこそ、『二六』は露骨に韓国植民地化を明言した。一方、韓国保護国統治観において『二六』と同様であった『万朝』は、宣伝手法においてやや控えであった。韓国併合においてメディアが宣伝手法として多用した「日鮮同祖論」をも用いて、保護国化とは異民族に対する侵略ではなく、同一民族という両国古代関係への復古であるという名分を提供しようとしたのである。

以上のようなことから、メディア・言論界の全体的趨勢、及び後の韓国併合との関係について次のことが考えられる。

日露開戦に対して「大多数の主戦論 VS 少数の非戦・反戦論」と同様に、韓国保護国化については、万朝報社を退社した幸徳秋水や安部磯雄など少数のキリスト教者や社会主義者⁴⁹による『平民新聞』以外、メディア上の批判はあまりに少なかったと考えられる。この理由は開戦の原因といわれる満韓危機にあった。日露戦争前後、日本は欧米の陸軍大国と見なされたロシアの満韓進出を危機ととらえており、その危機は日本にとっての「防衛線」である朝鮮半島における権限拡大として具現化し、保護国概念が不明でだったことも加

⁴⁹それは日本社会主義の初期の性格と関わる。1901年に日本最初の社会主義政党として組成した社会民主党の党綱にキリスト教的人道主義が反映するように、初期の日本社会主義はキリスト教社会主義の傾向を有しており、それによりキリスト教者と共に非戦・反戦を力説し、日本の韓国保護化を非難したのである。そして政府が非戦・反戦論を容認したのは、欧米国の一員でありキリスト教国でもあるロシアとの対戦を念頭に入れた上で、宗教や信仰、思想表現の自由が憲法で確保された文明国であるとアピールする必要があったからである。このことについては、山室信一（2005.7）、旗田巍（1969.5）を参照。

えられたため、主戦論の一環として韓国保護国化はあえて広く歓迎されたと考えられる。

さらに、のちの保護国統治期や韓国併合の際に、先行研究⁵⁰の指摘したように、メディアが併合に対して支持の論調一辺倒だった⁵¹のは、日露戦時期におけるメディアの韓国保護国化論によって規定されたからだと想定できる。前述のように、日露戦時期において保護国化は朝鮮半島における日本の権限拡大のための一過程であり、保護国統治に関して「同化」論が盛んに唱えられ、「日鮮同祖論」も出現し始めた。これらのことから、日本国内のメディアや言論界において、「同化」が宣伝の具として用いられる際に、韓国の独立の扶植する意味合いがなくなり、植民地化の意味合いが登場することになったと考えられる。したがって、保護国統治期において、伊藤博文統監は、日本の監督・指導・保護における韓国の「自治」振興政策を行い、強硬な手段で「保護」の名分を捨てる併合を避けようとした。それに対して、特に1907年のハーグ密使事件を契機に、言論界では併合論が台頭し、伊藤の軟弱な懐柔政策の責任を追及しようとしていった。韓国併合に至って歓迎ムードに塗りつぶされ、「日鮮同祖論」を宣伝することによって植民地化に歴史的正当性を行なおうとした。朝鮮植民地統治形態に関して「同化」論は圧倒的だったと言えるのであろう。

参考文献

(一) 単行本

井口和起、『日露戦争の時代』、東京、吉川弘文館、1998.6。

江上波夫、『騎馬民族国家』、東京、中央公論社、1967.11。

海野福寿、『伊藤博文と韓国併合』、東京、岩波書局、1998.5。

————、『韓国併合史の研究』、東京、岩波書店、2000.11。

⁵⁰同注5。

⁵¹日露戦時期に反対論を唱えた社会主義者やキリスト教者でさえ、「冬の時代」という言葉が示すように、日露戦後、政府が言論・思想・結社の自由に厳重な統制政策を行ったため、韓国併合に対して反対論を表明できなくなった。

- 外務省編、『日本外交文書』第37巻、東京、日本国際連合協会、
1949.2。
- 桂敬一、『明治・大正のジャーナリズム』、東京、岩波書店、1992.3。
- 姜在彦、『朝鮮近代史研究』、東京、日本評論社、1970。
- 姜東鎮、『日本言論界と朝鮮 1910-1945』、東京、法政大学出版局、
1984.5。
- 琴乗洞編、『資料雑誌にみる近代日本の朝鮮認識:韓国併合期前後』、
東京、緑蔭書房、1999.2。
- 軍事史学会編、『日露戦争』、東京、錦正社、2004.12。
- 小林啓治、『国際秩序の形成と近代日本』、東京、吉川弘文館、2002.12。
- 小森陽一・成田龍一編著、『日露戦争スタディーズ』、東京、紀伊国
屋書店、2004.2。
- 酒田正敏、『近代日本における対外硬運動の研究』、東京、東京大学
出版会、1978.3。
- 高崎宗司、『植民地朝鮮の日本人』、東京、岩波書店、2002.6。
- 日露戦争研究会編、『日露戦争研究の新視点』、横浜、成文社、2005.5。
- 旗田巍、『日本人の朝鮮観』、東京、勁草書房、1969.5
——、『日本人と朝鮮人』、東京、勁草書房、1983。
- 坂野潤治、『明治・思想の実像』、東京、創文社、1977.10。
- 森山茂徳、『日韓併合』、東京、吉川弘文館、1995.1。
- 山本武利、『近代日本の新聞読者層』、東京、法政大学出版局、1981.6。
- 山室信一、『日露戦争の世紀—連鎖視点から見る日本と世界—』東京、
岩波書店、2005.7。
- 由井正臣編、『大正デモクラシー』、東京、有精堂出版、1977.4。
- H.A.L. Fisher. A History of Europe, Volume II: From the Beginning of
the Eighteenth Century to 1935. Glasgow: Fontana, 1982.

(二) 論文

(日本語)

新井裕美、「韓国併合に関する『東京朝日新聞』の記事の内容分析」、

- 『武蔵野大学大学院紀要』4号、東京、武蔵野大学出版会、2004、29-41。
- 伊藤之雄、「日清戦前の中国・朝鮮認識の形成と外交論」、『近代日本のアジア認識』、京都、京都大学人文科学研究所、1994.3、103-171。
- 井上敦、「日露戦争期の民間世論の形成について」、『法政史学』通号46、東京、法政大学史学会、1994.3、170-185。
- 大江志乃夫、「終章 朝鮮植民地化と軍隊」、『日露戦争と日本軍隊』、東京、立風書房、1991.12、351-403。
- 岡義武、「日清戦争と当時における対外意識（一）」、『国家学会雑誌』第69巻第3・4号、東京、国家学会事務所、1954、101-129。
- 小熊英二、「第5章 日鮮同祖論」、『単一民族神話の起源 〈日本人〉の自画像の系譜』、東京、新曜社、2003.12、87-103。
- 金光林、「日本における朝鮮植民地支配と「日鮮同祖論」」、『工学院大学共通課程研究論叢』通号37-2、東京、工学院大学、2000、53-79。
- 坂本夏男、「開戦に至る経緯と開戦を巡る世論」、『近代日本戦争史 第一編日清・日露戦争』、東京、東京堂、1995.4、417-439。
- 下村富士男、「日露戦争前・世論形成の一局面—幸徳秋水を中心にして」、『国史学』通号71、東京、国史学会、1960.1。
- 田中慎一、「保護国問題—有賀長雄・立作太郎の保護国論争」、『社会科学的研究』第28巻第2号、東京、東京大学社会科学研究所、1976.7、126-162。
- 、「保護国の歴史的的位置—古典的研究の検討—」、『東洋文化研究所紀要』第71冊、東京、東京大学東洋文化研究所、1977.8、297-344。
- 千葉功、a「日露交渉—日露開戦原因の再検討」、『年報・近代日本研究』18号、東京、山川出版会、1996、38-73。
- 、b「満韓不可分論＝満韓交換論の形成と多角的同盟・協商網

- の模索」、『史学雑誌』105 編 7 号、東京、山川出版会、1996、620-655。
- 土屋礼子、「日露戦争報道と〈帝国〉の民衆—百年前にみる今日的課題」、『新聞研究』636 号、東京、日本新聞協会、2004.7、48-52。
- 長谷百合子、「日露戦争における非戦論—幸徳秋水と万朝報を中心に」、『社会理論研究』5 号、東京、千書房、2004.7、43-56。
- ピーター・ドウズ、「朝鮮観の形成—明治期の支配イメージ」、『帝国という幻想—「大東亜共栄圏」の思想と現実』、東京、青木書店、1998.8。
- 平田賢一、「朝鮮併合と日本の世論」、『史林』57 編 3 号、京都、史学研究会、1974.5、103-123。
- 広瀬玲子、「日清・日露戦争間の国家意識—『二六新報』の主張を中心に—」、『近代日本の統合と抵抗 1894 年から 1910 年まで』、東京、日本評論社、1982.3、117-146。
- 藤野裕子、「都市民衆騒擾期の出発—再考・日比谷焼打事件」、『歴史学研究』792 号、東京、岩波書店、2004.9、1-16。
- 藤村道生、「Ⅲ 開戦世論の構造」、『日露戦争史の研究』、東京、河出書房新社、1959.9、179-216。
- 松下佐知子、「国際法学者の朝鮮・満州統治構想—有賀長雄の場合」、『近きに在りて』42 号、東京、野沢豊、2002.12、20-38、69。
- 三ツ井崇、「近代アカデミズム史学のなかの「日鮮同祖論」—韓国併合前後を中心に—」、『朝鮮史研究会論文集』第 42 集、東京、緑陰書房、2004.10、45-76。
- 三谷憲正、「日本近代の《朝鮮観》—〈日鮮同祖論〉を視座として—」、『仏教大学総合研究所紀要』通号・別冊、京都、仏教大学総合研究所、2000.3、15-36。
- 、「「戦争とメディア」論—『日露戦争 写真画報』を中心として」、『国文学 解釈と教材の研究』通号 669、東京、学燈

社、2001.5、73-79。

山中速人、「日韓併合時の新聞報道と在日朝鮮人像」、『在日朝鮮人史研究』4号、東京、緑陰書房、1979.6、52-68。

山本有造、「日本における植民地統治思想の展開—「六三問題」・「日韓併合」・「文化政治」・「皇民化政策」(I)」、『アジア経済』第32巻第1号、東京、アジア経済研究所、1991.1、2-20。

能川泰治、「日露戦時期の都市社会—日比谷焼打事件再考」、『歴史評論』通号563、東京、校倉書房、1997.3、23-39。

